

価値観の多様な時代における教育の在り方については、子どもの尊厳を原点とするていねいな話し合い、十分な相互理解と納得が大切だとと言えましょう。

四、足教組は、九七年七月、A教諭からの要請により、A教諭の教育実践にかかわり、指導主事が言つたとされたいた「(A教諭を)やめさせたい。」という発言があつたかどうかを足立区教育委員会に確かめ、「なかつた」という返答を確認し、その後も不当労働行為がないように注視してきました。また、足教組として弁護士と話し合い、裁判の支援はできないことを再三にわたつてA教諭にお伝えしてきました。九八年三月のA教諭本人から足教組への申し入れに対しても「最初に訴えられた時点にもどつて不適当なコメントを謝罪したり、歩み寄つたりして話しあつて欲しい。その中で互いに理解し合い、調整して解決すべきです。」とすすめました。足教組としては、あくまでも子どもを中心据え、教育の条理に沿つた謙虚で率直な話し合いこそ、問題を氷解に導く道であると考えたからです。

足教組は、以上の事実の経過がしめすごく、今回の名誉毀損裁判や「平和教育を守る足立の会」の運動と足教組とは、なんら関わりのないことであることを表明するとともに、早急に正しい教育的な解決と正常な教育活動ができるようになることを望んでいることを表明するものです。

五、教師は、授業をするときに国民の教育権の立場に立ち、教育の自主性を尊重し、子どもたちに直接責任を持つて自律的に教育することに一定の権限を持つています。しかし、このことは、教師が勝手になんでも出来ると言つことではありません。あくまでも国民の教育権、子どもの学習権を保障していく範囲内のことです。

また、親にも思想・信条の自由があり、学校教育の条件・内容・方法を知る権利があります。疑問がある場合には説明を求め、納得できない場合には、一部の教育を拒否する権利があります。教師の授業に対して一定の意見や要望を言う権利も有しています。

子どもたちに對しては、第一に、すべての子どもに「学ぶ喜び」を持たせ、どの子にも生きしていくための必要な基礎学力を身につけさせていくこと。第二に、どの子も持つている人間としての「個人の価値」を誰もがきちんと自覚し、子どもが自分の人権だけでなくお互いの人権も尊重し合えるように育てる。第三に、未来の主権者として、すべての子どもに「平和的な国家及び社会の形成者」としての責任感とそれにふさわしい力量をきちんと育てていく。ということが大切です。

教職員もこの立場に立ち教育を推進していくことが求められていることはいうまでもありません。

とりわけ、未来の主権者の資質を育てるためには、教育基本法第八条一項「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」の立場に立ち、すべての子どもを健全な判断力を持つた主権者に育てるために、学校はそれに必要な「政治的教養」を「尊重」して、政治についての基礎学力も一人の『落ちこぼし』もつくらないよう、子どもにきちんと教えなければなりません。同時に同法第八条二項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。」とあり、「党派的政治教育」をしてはいけないと規定しています。時事問題などを教育活動で取り扱う場合、児童・生徒の発達段階に即し、学問研究の成果をふまえ、さまざまな角度から、客観的事実を基礎に、児童・生徒自身の調査や自由な意見発表など自主的な活動を保障することを基本にとくりくまれるべきです。意見や価値観の分かれる問題については、その内容を具体的に明らかにし、子ども自身の活動を通して考えることによつて文字通り主権者にふさわしい現実政治に対する理解力や公正な判断力、批判力を身に付けることが可能になります。

これらることは、教科での教育だけでなく、教育活動全般を通して行われるべきものです。それゆえとりくむにあたっては、教育の自主性が尊重され、教職員の話し合いの上に合意づくりや父母との率直な意見交流、理解、協力がたいせつになつてきています。